

航空自衛隊仕様書			
仕様書の種類	内容による分類	役務仕様書	
	性質による分類	共通仕様書	
物品番号		仕様書番号	
品名 又は 件名	現地外注整備	白分基LPS-230059	
		承認	令和 年 月 日
		作成	平成30年 3月 9日
		改正	令和 5年 3月 22日
			令和 6年 4月 26日
作成部隊等名	基地業務小隊管理班		

## 1 総則

### 1.1 適用範囲

- a) 本仕様書は、航空自衛隊白山分屯基地第14高射隊が行う道路運送車両法適用及び適用除外となっている市販型車両の外注整備において、契約相手方が実施する共通事項について規定する。

### 1.2 用語の定義

本仕様書における用語の定義は次による。

#### a) 引用文書等

引用文書とは、次に示すものをいう。

- 1) 引用文書とは、この仕様書に直接引用した文書
- 2) 関連文書とは、この仕様書に規定した事項の参考となる文書

#### b) 個別T O等

個別T O等とは、次に示すものをいう。

- 1) 当該車両等に適用する技術指令書(J. T. O)
- 2) 製造会社取扱説明書等（製造会社が車両等の整備を目的として作成した取扱説明書、修理書、オーバーホール指導書、整備基準、部品目録及び図面で整備作業の基準となるもの）

#### c) 車両等

車両等とは、白山分屯基地で保有している車両表（別表1）に示す車両及びその構成品、部品、付属品及び予備品をいう。

#### d) 法適用車両

法適用車両とは、道路運送車両法（以下、車両法をいう。）の規定が適用される車両等をいう。

品名又は件名	現地外注整備
--------	--------

- e) 適用除外車両とは、車両法の規定を受けない自衛隊の自動車番号を有する車両等をいう。
- f) 修理不能  
修理不能とは、次の各号をいう。
- 1) 技術的に修理限度を超える場合
  - 2) 契約相手方の修理見積りをもとに官側が取得価格の65%以上と判断した場合。
- g) 監督  
監督とは、契約の適正な履行を確保するため、契約相手方の履行途中において契約の要求事項に適合するか否かを確認する。
- h) 検査  
検査とは、調達物品等の品質及び数量等が当該契約の要求事項に適合するか否かを確認し、合格又は不合格の判定を行うことをいう。
- 1.3 引用文書等  
引用文書等は、この仕様書に規定する範囲内において、本仕様書の一部となすものであり、入札書又は見積書の提出時における最新版とする。
- 1.3.1 引用文書
- a) 法令等
    - 大気防止汚染法
    - 水質汚濁防止法
    - 道路運送車両法
    - 道路運送車両法施行規則
    - 道路運送車両の保安基準
    - 自動車点検基準
    - 自動車の点検及び整備に関する手引き
    - 自衛隊の使用する自動車に関する訓令
    - 航空自衛隊物品管理補給手続 (JAFR125)
    - 航空自衛隊調達規則 (JAFR124)
  - b) 技術指令書
    - 航空自衛隊装備品等共通整備基準 (J. T. O. 00-10-1)
    - 航空自衛隊車両等整備基準 (J. T. O. 00-10-9)
    - 航空自衛隊の車両及び機材等に対する給油指令 (J. T. O. 00-20B-6)
    - 車両等の塗装及び標識 (J. T. O. 36-1-3)
    - 車両等検査要領 (J. T. O. 36-1-6)
    - 車両等の防錆処置要領 (J. T. O. 36-1-52)
    - 個別T O等
  - c) 規格
    - JIS Q 9001:2000 品質マネジメントシステム—要求事項

品名又は件名	現地外注整備
--------	--------

d) 仕様書

DSP Z 9003 検査制度共通仕様書

e) その他

調達品等に係る監督及び検査に関する訓令

1.3.2 関連文書

a) 法令等

防衛庁の管理に属する物品の無償貸付及び譲与等に関する総理府令

b) 技術指令書

航空自衛隊技術指令書制度 (J. T. O. 00-5-1)

c) 仕様書

DSP Z 9008B 品質管理等適用共通仕様書

DSP Z 9001 品質保証共通仕様書

DSP Z 9002 品質管理共通仕様書

C&LPS-Y00007 調達品等一般共通仕様書

d) その他

航空自衛隊装備品等整備規則

2. 役務に関する要求

2.1 一般

整備作業は、次の各号に示す要求事項を満たすものとし、整備作業の実施に際しては、車両等の特性、状態を考慮して、整備資源及び整備工数を経済的かつ効率的に使用して作業を実施しなければならない。

2.2 整備作業

契約相手方が行う整備作業の種類は、計画整備、追加整備、修理等及び計画外整備とする。

2.2.1 計画整備

a) 3か月点検

3か月点検とは、法適用車両を道路運用車両法（以下、車両法という。）に基づき3か月ごとに行う点検をいう。

b) 6か月点検

6か月点検とは、法適用車両を車両法に基づき6か月ごとに行う点検をいう。

c) 12か月点検

12か月点検とは、法適用車両を車両法に基づき1年（12か月）ごとに行う点検をいう。

d) 24か月点検

24か月点検とは、法適用車両を車両法に基づき2年（24か月）ごとに行う点検をいう。

品名又は件名	現地外注整備
--------	--------

d) 24か月点検

24か月点検とは、法適用車両を車両法に基づき2年（24か月）ごとに行う点検をいう。

e) 継続検査

継続検査とは、法適用車両に基づき1年（12か月）ごと又は2年（24か月）ごとに行う点検とともに、車両法に定める保安基準に適合させ、自動車車検証の有効期限を更新させるまでの一連の作業をいう。

f) I検査

I検査とは、適用除外車両を車両等検査要項(J.T.O.36-1-6)（以下、検査要項という。）の検査基準（別紙第1-1～12）に基づき“I”の項目について行う点検をいう。

g) M検査

M検査とは、適用除外車両を検査要項の検査基準（別紙第1-1～12）に基づき“M”の項目について行う点検をいう。

h) 車検整備

車検整備とは、適用除外車両を検査要項の定期検査手順に基づき“M”の項目について行うとともに、自衛隊の使用する自動車に関する訓令の自動車の保安基準に適合させるための一連の作業をいう。

2.2.2 追加整備

追加整備とは、計画整備を実施した結果、不具合が発見されたときに新たに行う整備をいう。この場合、契約担当官と調整の上、追加整備の要求に基づき、整備作業を行うことをいう。

2.2.3 修理等

修理等は、要修理箇所を車両等が規定の性能を発揮するよう修復するため、次の作業を行うものとする。

a) 交換

交換は、2.3.2項で交換を要すると判断された部品等を2.4項により交換する。交換した部品は、次の書類に記録する。

- 1) 官給品の場合：官給部品使用明細書（別紙様式第1）
- 2) 会社準備品の場合：使用材料に関わる契約相手方が定めた書類

b) 板金・加工

板金・加工は、変形又は腐食等により原型を損なわれた場合に行い、板金加工箇所に応じ最も適した方法で行う。

c) 組立・調整

組立・調整は、2.3.2項で使用可能品と判断された部品等又は、この項のa)及びb)により修復した部品等を、車両等の性能を発揮させるための適正な手順、方法により組み立て、必要に応じ各部位を調整するものとする。

品名又は件名	現地外注整備
--------	--------

d) 潤滑

潤滑は、車両等の必要な部位及び交換等に必要な潤滑効果を得るため、適合した油脂を選定（官給品を除く。）のうえ適正量の給油するものとする。

2.2.4 計画外整備

計画外整備とは、臨時に行う整備作業を行うことをいう。

2.3 作業内容

この仕様書の 2.2 項に示す各工程の作業は、次により実施しなければならない。

2.3.1 計画整備等

a) 計画整備は、関連文書に基づき目視点検、機能点検、又は計測器等の作業を行い車両等が規定の性能を発揮するのに必要な作業の要否を確認する。確認の結果を定められた定期点検記録簿又は車両作業用紙に記録するものとする。

b) 計画整備及び計画外整備に先立ち附属品・予備品の員数を車両等員数表（別紙様式第 2）により確認するものとする。

2.3.2 分解検査

分解検査は、要修理箇所を整備するために必要な単位に分解し、分解した部品は個別 FAINES 等に定める整備基準等に基づき、目視点検、機能点検、又は計測器等の作業を行い車両等が規定の性能を発揮するのに必要な修理方法及び交換を要する構成品、部品・材料等（以下、部品等という。）を判定する。確認の結果を必要部品及び修理要領明細書（別紙様式第 3）に記録するものとする。なお、分解した部品等を除き、必要な洗浄度を保持するための処置を行う。

2.3.3 塗装等

a) 塗装及び標識

塗装及び標識は、官側が指定した要領により実施するものとする。実施にあたっては、極力部分塗装とし、全面塗装の場合は、契約担当官等の指示を受けて実施する。なお、全面塗装を実施する場合は、塗装回数は下塗り（プライマー塗装）1 回、上塗り 2 回以上とする。

b) 塗色

塗色は、製造会社標準色とする。ただし、部分塗装を実施する場合には、周辺の塗色に極力一致させるものとする。

2.3.5 作業の中止

次に示す場合は作業を一時中止し、契約担当官等に申し出て、契約担当官の指示を受けるものとする。

a) 車両等を修復するため、追加の整備作業が必要な場合。

b) 当該車両等が整備作業中に修理不能に該当すると判明した場合。ただし 1.2 項 (f) に該当する場合は、修理不能品（見込）報告書（別紙様式第 4-1 及び 4-2）を作成し、契約担当官に提出するものとする。

品名又は件名	現地外注整備
--------	--------

## 2.4 部品・材料

- a) 整備作業に必要な部品・材料については、発注書で規定し、契約相手方で準備する。(官給品を除く)
- b) 外注整備で発生した純正部品及び優良部品は、別表2と別表3に定める割引率を適応するものとする。
- c) 2.4項の(b)において部品等が入手困難な場合はリビルト品(車両又は部品の製造会社が修理及び検査を実施し、使用可能とした部品)を使用できるものとする。
- d) 整備作業に必要な消耗品類は、契約相手方の負担とする。

## 2.5 機能・性能

車両等の機能・性能は、車両本来の性能を保持させ、道路運送車両法の保安基準に適合させるものとする。

## 3. 品質保証

### 3.1 保管責任

車両等の引渡し後の一切の責任は契約相手方の責任とし、整備期間中における契約相手方の過失、その他により生じた損害はすべて契約相手方の負担とする。

### 3.2 契約不適合責任期間

- a) 契約不適合責任期間は、整備完成等の納入後の1か月とする。ただし、1か月以内において機能不良、損傷等が発生し、その原因が契約相手方の欠陥に基づくものと明らかに認められた場合とする。その場合、契約相手方は無償で再修理の責任を負うものとする。なお、この判定については両者協議のうえ決定する。
- b) リビルド品については、製造会社が規定する期間とする。

### 3.3 監督・検査

監督・検査は、航空自衛隊調達規則第7章に基づき実施するものとし、また契約相手方から提出される定期点検整備記録簿又は車両作業用紙により実施するものとする。

## 4. 履行場所

契約相手方指定場所

## 5. 履行期間

契約締結日から令和7年3月31日

## 6. その他の指示

### 6.1 提出書類

契約相手方は、次の書類を作成した場合、速やかに監督官に提出しなければならない。

- a) 官給部品使用明細書(別紙様式第1)
- b) 車両等員数表(別紙様式第2)
- c) 必要部品及び修理要領明細書(別紙様式第3)
- d) 修理不能品(見込)報告書(別紙様式第4-1及び4-2)

品名又は件名	現地外注整備
--------	--------

- e) 車両作業用紙（別紙様式第5-1及び5-2）
- f) 定期点検整備記録簿（写し）
- g) その他契約担当官の指示するもの。
- h) 修理見積り（業者任意）

#### 6.2 官給品

官給品の品目、数量については官給部品使用明細書による。

#### 6.3 付属品・予備品

付属品・予備品の整備は、原則として整備の対象外とする。

#### 6.4 計測器・試験装置

車両等が要求事項に適合していることを確認するために使用する計測器・試験装置は、道路運送車両法の規定に適合したものを使用するものとする。

#### 6.5 安全管理

契約相手方は、各種試験の実施、危険物及び高圧ガスの製造取扱、公害の発生するおそれのあるものの取扱並びにその他作業事故を起こしやすい作業について、法令に係わるものは当該法令に基づき、その他のものは規格等（契約相手方が必要により定めた基準等含む。）に基づき適切な安全管理を実施しなければならない。

#### 6.6 補給上の手続き

次に示す場合のほか、補給手続は監督官の指示による。

- a) 車両の受渡し
- b) 官給品の処置
- c) 交換した部品等の返納処置

#### 6.7 車両等の受渡し

車両等の契約相手方への搬入、搬出は官側において実施する。また、契約業者については地域特性を考慮し、三重県津市及び松阪市に限定する。

#### 6.8 契約相手方の技術協力

契約相手方は、官側から次の事項について依頼された場合には、技術協力を実施しなければならない。

- a) 不具合に関する原因、対処及び処置に関する調査検討
- b) 技術的事項に関する資料等の提出又は提示

#### 6.9 仕様書の疑義

この仕様書について疑義が生じた場合は、契約担当官と協議するものとする。

## 一般車両検査手順

一般車両並びに消防車両、給油車両、施設、荷役、その他の車両等において一般車両と共通部分についての定期検査手順は、次に述べる整備手順表を基準として実施する。

点検箇所	点検項目	検査時期		点検の実施方法
		I	M	
I か じ 取 り 装 置	1. ハンドルの操作具合		○	次の点検を実施する。 (1) 一定車速で平坦な路面を直進中、ハンドルが振れることがないか、また、左右に取られることがないか。 (2) 走行中にハンドルを操作したとき、操作が異常に重くないか、また、戻りがよいか。 (3) ハンドルを上下、左右、軸方向に動かしたときにがたがないか、また、ハンドルを直進位置から左右に回したときの遊びの量が適当であるか。
	2. ステアリング・ギヤ・ボックスのオイルの漏れ		○	リフト・アップなどの状態で、ギヤ・ボックス各部からのオイル漏れがないかを目視などにより点検する。
	3. ステアリング・ギヤ・ボックスの取付けの緩み		○	リフト・アップなどの状態で、ギヤ・ボックスとフレームとの取付けに緩みがないかをスパナなどにより点検する。
	4. ステアリング・ロッド・アーム類の緩み、がた及び損傷	○	○	リフト・アップなどの状態で、ロッド、アーム類について、可動部を操舵力の伝わる方向に手で揺するなどして、次の点検を実施する。 (1) 連結部のがたがないか。 (2) 取付部に緩みがないか。 (3) 曲がりや損傷がないか。 (4) 割ピンが欠損していないか。
	5. ボール・ジョイント・ダスト・ブーツの亀裂及び損傷		○	リフト・アップなどの状態で、ロッド、アーム類のボール・ジョイントのダスト・ブーツに亀裂や損傷がないかを目視などにより点検する。
	6. ステアリング・ナックルの連結部のがた	○	○	リフト・アップなどの状態で、補助者にブレーキ・ペダルを踏ませ、タイヤに手を掛けて動かし、キング・ピン又はボール・ジョイントにがたがないかを点検する。
	7. ホイール・アライメント		○	ホイール・アライメント・テスト（又は、キャンバ・キャスタ・キングピン・ゲージ、ターニング・ラジラス・ゲージ、トーイン・ゲージ）を用いて、キャンバ、キャスタ、トーイン（及びキング・ピンの傾斜角度）が規定の範囲にあるかを点検する。（タイヤの異状摩耗、ハンドルの振れ、車体の傾きなどの異状が認められない場合は、サイド・スリップ・テストにより点検してもよい。）
	8. パワー・ステアリングのベルトの緩み及び損傷	○	○	(1) 定められたプリー間のベルト中央部を手(10kgf)で押したとき、たわみ量が規定の範囲にあるかをスケールなどにより点検する。 (2) ベルト全周にわたって著しい摩耗や損傷、亀裂がないかを目視などにより点検する。
	9. パワー・ステアリング装置のオイル漏れ及びオイル量	○	○	(1) リフト・アップなどの状態で、次の点検を実施する。 ア ギヤボックス、オイル・ポンプ、ホース、パイプ、接続部などからのオイル漏れがないか。 イ ホースの劣化によるふくらみや損傷、亀裂などがいないか。 (2) エンジン稼働状態でハンドル操作を行い、油温を上げた後リザーバ・タンクのオイル量を点検する。（車両によっては、冷間時エンジン停止状態で点検する車両もあるので注意）
	10. パワー・ステアリング装置の取付けの緩み		○	リフト・アップ状態で、スパナなどにより、次の点検を実施する。 (1) オイル・ポンプ及びギヤ・ボックスの取付部に緩みがないか。 (2) ホース及びパイプの接続部に緩みがないか。
II 制 動 装 置	1. ブレーキ・ペダルを踏み込んだときの床板とのすき間	○	○	エンジンをかけた状態でブレーキ・ペダルを強く踏み込んで、ペダルと床板とのすき間が規定の範囲にあるかをスケールなどにより点検する。また、踏みごたえから、エアの混入がないかを点検する。
	2. ブレーキのきき具合	○	○	(1) 乾燥した路面を走行してブレーキ・ペダルを踏み込んだ時、踏力に応じた制動力が得られ、進行方向にまっすぐ止まることができるかを点検する。 (2) ブレーキ・テストで点検する場合、左右前後輪の制動力の総和及び左右差が規定値にあるかを点検する。



## 一般車両検査手順

点検箇所	点検項目	検査時期		点検の実施方法
		I	M	
	3. パーキング・ブレーキ・レバーの引きしろ	○	○	(1) パーキング・ブレーキ・レバー（ペダル）を規定の力で操作したとき、引きしろ（踏みしろ）が、規定のノッチ数（ラチェットがかみ込む音で確認）の範囲にあるか、また、開放時に走行位置に保持されるかを点検する。 (2) ホイールパーク式（空気式車輪制動型）にあつては、エンジンをかけて規定の空気圧の状態、レバーを駐車位置まで引いたとき、引っかかりなどの異状がなく、空気の排出音が聞こえること。 また、駐車位置及び走行位置にそれぞれレバーが保持されるかを点検する。
	4. パーキング・ブレーキのきき具合	○	○	(1) 乾燥した急坂（5分の1（20%）勾配）の路面で、停止状態が保持できるかを点検する。 (2) ブレーキ・テストで点検する場合は、制動力が規定値以上あるかを点検する。ただし、ホイールパーク式（空気式車輪制動型）にあつては、エンジンをかけて規定の空気圧の状態にして、レバーを駐車位置（またはテストポジション）まで引き点検する。
	5. ブレーキ・ホース及びパイプの漏れ、損傷及び取付状態	○	○	(1) リフト・アップなどの状態で、次の点検を実施する。 ア ホース、パイプ、接続部に液漏れや損傷がないかを目視などにより点検する。 イ 走行中の振動やハンドル操作などによりパイプ、ホースが車体その他の部分と接触のおそれがないかを目視などにより点検する。 ウ ホースに劣化によるふくらみや亀裂、損傷がないかを目視などにより点検する。 エ 接続部、クランプに緩みなどがいないかをスパナなどにより点検する。 (2) エア・ブレーキにあつては、リフト・アップなどの状態で、ホース、パイプの接続部に石けん水などを塗ってエア漏れがないかを目視などにより点検する。又は、エンジンを始動させ、タンク内圧力が規定値に達したときエンジンを停止させ、圧力計により空気圧の保持状態からエア漏れがないかを点検する。
	6. リザーバタンクの液量	○	○	(1) リザーバ・タンクの液量が規定の範囲（MAX～MINなど）にあるかを点検する。 (2) リザーバ・タンク周辺から液漏れがないかを目視などにより点検する。また、通気孔のある場合には、通気孔の詰まりを目視などにより点検する。
	7. ブレーキ・マスタ・シリンダの機能、摩耗及び損傷		○	マスタ・シリンダに損傷や液漏れがないかを目視などにより点検する。
	8. ブレーキ・ホイール・シリンダの機能、摩耗及び損傷		○	リフト・アップなどの状態で、ブレーキ・ドラムを取り外し、ホイール・シリンダ（シリンダ・ブーツ内を含む。）に損傷や液漏れがないかを目視により点検する。
	9. ブレーキ・ディスク・キャリパの機能、摩耗及び損傷		○	リフト・アップなどの状態で、ホイールを取り外し、ディスク・キャリパに損傷や液漏れがないかを目視などにより点検する。
	10. ブレーキ・チャンバ・ロッドのストローク	○	○	規定の空気圧の状態、補助者にブレーキ・ペダルをいっばいに踏み込ませ、ロッドのストロークが規定の範囲にあるかをスケールなどにより点検する。
	11. ブレーキ・チャンバの機能		○	(1) 規定の空気圧の状態、補助者にブレーキ・ペダルをいっばいに踏み込ませ、チャンバのクランプ回りに石けん水などを塗ってエア漏れがないかを目視などにより点検する。 (2) ペダルを戻したときのチャンバ・ロッドの戻りに異状がないかを目視などにより点検する。
	12. ブレーキ・バルブ、クイック・リリース・バルブ、リレー・バルブの機能		○	(1) 規定の空気圧の状態、補助者にブレーキ・ペダルをいっばいに踏み込ませ、ブレーキ・バルブ、クイック・リリース・バルブ、リレー・バルブからエア漏れがないかを音により点検する。また、ペダルを戻したとき、各バルブからのエアの排出に異状がないかを音により点検する。 (2) ブレーキ・バルブにあつては、エアの吐出側に圧力計を取り付け、規定の空気圧の状態、補助者にブレーキ・ペダルをいっばいに踏み込ませ、圧力計がエア・タンク内の圧力と同じ圧力であるかを点検する。又は、分解して、バルブ、ピストン、バルブ・スプリング、ゴム部品などに損傷やへたり、劣化がないかを目視などにより点検する。

## 一般車両検査手順

点検箇所	点検項目	検査時期		点検の実施方法
		I	M	
			○	(3) リレー・バルブにあっては、入口側と出口側に圧力計を取り付け、規定の空気圧の状態、補助者にブレーキ・ペダルを踏み込ませ、入口側と出口側の圧力差が規定の範囲にあるかを点検する。又は、分解して、バルブ、ピストン、ダイヤフラム、スプリング、ゴム部品などに損傷やへたり、劣化がないかを目視などにより点検する。
	13. ブレーキ倍力装置のエアー・クリーナの詰まり		○	分離型真空倍力方式にあっては、エレメントを取り出し、汚れによる詰まり、損傷がないかを目視などにより点検する。
	14. ブレーキ倍力装置の機能		○	(1) エンジン停止状態で、ブレーキ・ペダルを数回踏むなどして真空圧又は空気圧を大気圧にしてから、次にブレーキ・ペダルを強く踏み込んだままエンジンを始動し、真空圧又は空気圧が規定値に達したとき、ブレーキ・ペダルと床板とのすき間が減少するかを点検する。 (2) エンジンを停止させ、真空圧又は空気圧が大気圧になるまでブレーキ・ペダルを普通に踏み込んだとき、1回目より2回目、3回目と踏み込むにしたがってブレーキ・ペダルと床板とのすき間が増大するかを点検する。 (3) 必要がある場合には次の点検を実施する。 ア 油圧計などのテストを使用して、油圧の低下及び発生油圧などが、規定の範囲にあるかを点検する。 イ 真空計又は圧力計などのテストを使用して、圧力の低下などが、規定の範囲にあるかを点検する。 ウ 真空計又は圧力計などのテストを使用して、チェック・バルブ及びリレー・バルブの機能を点検する。又は、分解して、チェック・バルブ、リレー・バルブ、ダイヤフラム、ピストン・カップなどのゴム部品に損傷、劣化がないかを目視などにより確認することにより機能を点検する。
	15. ブレーキ・カムの摩耗		○	リフト・アップなどの状態で、ブレーキ・ドラムを取り外し、カムに摩耗や損傷がないかを目視などにより点検する。
	16. ブレーキ・ドラムとライニングとのすき間	○	○	(1) 自動調整方式 リフト・アップなどの状態で、ブレーキ・ペダル又はパーキング・ブレーキ・レバーを数回操作し、ブレーキ・シューを安定させた後、タイヤを手で回したとき、引きずりがないかを点検する。 (2) 手動調整方式 リフト・アップなどの状態で、ブレーキ・ペダル又はパーキング・ブレーキ・レバーを数回操作し、ブレーキ・シューを安定させた後、点検孔のあるものはシクネス・ゲージにより、また、点検孔のないものはアジャスタにより、すき間を点検する。(ドラムが駐車ブレーキとしてのみ使用される車両については、駐車ブレーキ機構に異状がなければ、この点検を省略することができる。)
	17. ブレーキ・シューの摺動部分及びライニングの摩耗	○	○	リフト・アップなどの状態で、ブレーキ・ドラムを取り外し、次の点検を実施する。 (1) ライニングに異状な摩耗や損傷、剥離がないかを目視などにより点検する。 (2) ライニングの厚みをスケールなどにより点検する。 (3) リベット、ボルトに緩みがないかを点検する。
	18. ブレーキ・ドラムの摩耗及び損傷		○	リフト・アップなどの状態で、ブレーキ・ドラムを取り外し、ドラムの内側に異状な摩耗、亀裂、損傷がないかを目視などにより点検する。(ドラムが駐車ブレーキとしてのみ使用される車両等については、駐車ブレーキ機構に異状がなければ、この点検を省略することができる。)
	19. バック・プレートの状態		○	(1) リフト・アップなどの状態で、バック・プレート又はアンカ・ブラケットに損傷や亀裂、変形がないかを目視などにより点検する。 (2) リフト・アップなどの状態で、バック・プレート又はアンカ・ブラケットの取付けボルトに緩みがないかをスパナなどにより点検する。
	20. ブレーキ・ディスクとパッドとのすき間	○	○	リフト・アップなどの状態で、タイヤを手で回したとき異状な引きずりがないかを点検する。

## 一般車両検査手順

点検箇所	点検項目	検査時期		点検の実施方法
		I	M	
	2 1. ブレーキ・パッドの摩耗	○	○	リフト・アップなどの状態で、ホイールを取り外しキャリパ・ボディーの点検孔から、パッドの厚みを点検する。また、必要に応じてスケールなどにより点検する。
	2 2. ブレーキ・ディスクの摩耗及び損傷		○	リフト・アップなどの状態で、ホイールを取り外し、ディスク・ロータに異状な摩耗や損傷がないかを目視などにより点検する。
	2 3. センタ・ブレーキ・ドラムの取付けの緩み	○	○	リフト・アップなどの状態で、センタ・ブレーキ・ドラムの取付けボルトに緩みがないかをスパナなどにより点検する。
	2 4. センタ・ブレーキ・ドラムとライニングとのすき間	○	○	リフト・アップなどの状態で、パーキング・ブレーキ・レバー数回操作し、ブレーキ・シューを安定させた後、点検孔のあるものは、シクネス・ゲージにより、また、点検孔のないものは、アジャスタにより、すき間を点検する。
	2 5. センタ・ブレーキのライニングの摩耗		○	リフト・アップなどの状態で、センタ・ブレーキ・ドラムを取り外し、ライニングに異状な摩耗や損傷、剥離がないかを目視などにより点検する。(ドラムとライニングとのすき間に異状がなければ、この点検を省略することができる。)
	2 6. センタ・ブレーキ・ドラムの摩耗及び損傷		○	リフト・アップなどの状態で、センタ・ブレーキ・ドラムを取り外し、ドラムの内側に異状な摩耗、損傷などが目視などにより点検する。(ドラムとライニングとのすき間に異状がなければ、この点検を省略することができる。)
	2 7. 油圧式二重安全ブレーキ機構(セフティ・シリンダ式)の機能		○	フロント・ホイール・シリンダのエア・ブリーダを緩めた状態とリヤ・ホイール・シリンダのエア・ブリーダを緩めた状態それぞれにおいて、ブレーキ・ペダルを反復して踏み込んだとき、ブレーキ・ペダルと床板とのすき間があるかを点検する。
III 走行 装置	1. タイヤの状態	○	○	リフト・アップなどの状態で、次の点検を実施する。 (1) タイヤ・ゲージを用いて、空気圧が規定値であるかを点検する。スペアタイヤについても点検する。 (2) タイヤの全周にわたり、亀裂や損傷がないか、釘、石、その他の異物が刺さったり、かみ込んだりしていないか、また、偏摩耗などの異状な摩耗がないかを目視などにより点検する。 (3) タイヤの接地面に設けられているウェア・インジケータ(スリップ・サイン)の表示により点検するか、又は、タイヤの接地面の全周にわたり、溝の深さが規定値以上あるかをディプス・ゲージなどにより点検する。
	2. ホイール・ナットとホイール・ボルトの緩み	○	○	(1) ホイール・ナット、ボルトに緩みがないかをホイール・ナット・レンチなどにより点検する。 (2) 大型車両にあっては次の点検を実施する。 ア JIS方式のシングル・タイヤ及びISO方式のタイヤの場合は、トルク・レンチを用いるなどによりホイール・ナットを規定トルクで締め付ける。 イ JIS方式のダブル・タイヤの場合は、ホイール・ボルトの半数(1個おき)のアウトナー・ナットをゆるめて、インナー・ナットをトルク・レンチを用いるなどにより規定トルクで締め付ける。 次に、緩めたアウトナー・ナットをトルク・レンチを用いるなどにより規定トルクで締め付ける。その後、ホイール・ボルトの残りの半数のアウトナー・ナット及びインナー・ナットについても同様の処置を講じる。 (3) リヤ・シャフトの支持方式が全浮動式のものにあっては、アクスル・シャフトの取付けナット及びボルトに緩みがないかを点検する。
	3. ホイール・ナットとホイール・ボルトの損傷(車両総重量8t以上の大型車において行う点検)		○	(1) リフト・アップなどの状態で、ディスク・ホイールを取り外し、次の点検を実施する。 ア ホイール・ボルト及びホイール・ナットについて、亀裂や損傷がないか、ボルトに伸びはないか、著しいさびの発生はないか等を目視などにより点検する。また、ねじ部につぶれ、やせ、かじり等の異状がないかを目視などにより点検する。 イ ディスク・ホイールについて、ボルト穴や飾り穴のまわり及び溶接部に亀裂及び損傷がないか、ホイール・ナットの当たり面に亀裂、損傷及びへたりがないかを目視などにより点検する。 また、ハブへの取付面とディスク・ホイール合わせ面に摩耗や損傷がないかを目視などにより点検する。

## 一般車両検査手順

点検箇所	点検項目	検査時期		点検の実施方法
		I	M	
			○	<p>(2) ディスク・ホイールを取付ける際に次の点検を実施する。</p> <p>ア 関係部品の清掃について、ディスク・ホイールのハブへの取付面とディスク・ホイール合わせ面、ホイール・ナットの当たり面、ハブのディスク・ホイール取付面、ホイール・ボルトのねじ部、ホイール・ナットのねじ部等を清掃し、さび、ごみ、泥、追加塗装等の異物を取り除く。</p> <p>イ ホイール・ボルト及びホイール・ナットの潤滑について、JIS方式の場合は、ホイール・ボルト及びホイール・ナットのねじ部並びにホイール・ナットの当たり面に規定の油類を薄く塗布する。ISO方式の場合は、ホイール・ナットねじ部及びホイール・ナットとワッシャとの間にのみ規定の油類を塗布する。(潤滑について自動車製作者の指示がある場合は、その指示する方法で行うこと。)</p> <p>ウ ホイール・ナットの締め付けは、当該ディスク・ホイールの中心点を挟んで反対側にある2つのホイール・ナットを交互に、かつ、個々のホイール・ナットが均等に締め付けられるように数回に分けて徐々に締める方法に則り行い、最後にトルク・レンチを用いるなどにより規定トルクで締め付ける。この場合、なるべく奥まで手で回して入れ、円滑に回することを確認し、ひっかかり等異状がある場合にはホイール・ボルト等を交換する。</p> <p>エ インパクト・レンチで締め付ける場合は、締め時間、圧縮空気圧力等に留意し、締めすぎないように十分注意を払い、最終的な締め付けは、トルク・レンチを用いるなどにより規定トルクで締め付ける。</p> <p>(3) JIS方式のダブル・タイヤの場合は、始めにインナー・ナットについて、上記のリフト・アップなどの状態で、ディスク・ホイールを取り外して行う点検及びディスク・ホイールを取り付ける際に行う点検を行った後、アウター・ナットについて、インナー・ナットと同様に点検を行う。</p> <p>(4) ディスク・ホイールの取付け後、ディスク・ホイールの取付状態に適度な馴染みが生じる走行後(一般的に50~100km走行後が最も望ましい。)、ホイール・ナット及びホイール・ボルトの緩み(3月ごとの点検項目)に示す方法によりホイール・ナットを締め付ける。</p>
	4. リム、サイド・リング、ホイール・ディスクの損傷		○	リム、サイド・リング、ホイール・ディスクに損傷、腐食などがなければを目視などにより点検する。また、サイド・リング付きのディスク・ホイールにあつては、合い口のすき間についても規定値内であることを点検する。
	5. フロント・ホイール・ベアリングのがた	○	○	<p>リフト・アップなどの状態で、次の点検を実施する。</p> <p>(1) タイヤの上下に手を掛けて動かし、がたがないかを点検し、がたがあった場合には、ブレーキ・ペダルを踏んで再度点検し、ホイール・ベアリングのがたであるかどうかを点検する。(ブレーキ・ペダルを踏んで再度点検した時にがたがなくなれば、サスペンションなどがたではなくホイール・ベアリングのがたとなる。)</p> <p>(2) ディスク・ホイールを回転させて、異音がないかを点検する。</p> <p>(3) 必要がある場合には、フロント・ホイール・ベアリングを取り外し、ベアリングなどに摩耗や損傷、泥水などの侵入がないかを点検する。</p>
	6. リヤ・ホイール・ベアリングのがた		○	<p>リフト・アップなどの状態で、次の点検を実施する。</p> <p>(1) タイヤの上下に手を掛けて動かし、がたがないかを点検し、がたがあった場合には、ブレーキ・ペダルを踏んで再度点検し、ホイール・ベアリングのがたであるかどうかを点検する。(ブレーキ・ペダルを踏んで再度点検した時にがたがなくなれば、サスペンションなどがたではなくホイール・ベアリングのがたとなる。)</p> <p>(2) ディスク・ホイールを回転させて、異音がないかを点検する。</p> <p>(3) 必要がある場合には、フロント・ホイール・ベアリングを取り外し、ベアリングなどに摩耗や損傷、泥水などの侵入がないかを点検する。</p>

## 一般車両検査手順

点検箇所	点検項目	検査時期		点検の実施方法
		I	M	
IV 緩衝装置	1. リーフ・スプリングの損傷	○	○	リフト・アップなどの状態で、リーフ・スプリングに折損、亀裂などがないかを目視などにより点検する。
	2. リーフ・サスペンション取付部、連結部の緩み、がた及び損傷		○	リフト・アップなどの状態で、次の点検を実施する。 (1) リーフ・スプリングのUボルト、スプリング・バンドなどに緩みや損傷がねいかをスパナなどにより点検する。 (2) スプリング・ブラケットの取付部に緩みや損傷がないかを点検ハンマなどにより点検する。 (3) リーフ・スプリングのピンなどで連結されている部分を点検ハンマや手で揺するなどして、軸方向又は直角方向にがたがないかを点検する。 (4) 後二軸のトラニオン式などにあつては、トルク・ロッド（ラジラス・ロッド）の連結部にがたがないかを点検ハンマなどにより点検する。
	3. コイル・スプリングの損傷		○	リフト・アップなどの状態で、コイル・スプリングの折損、亀裂などがないかを目視などにより点検する。
	4. コイル・サスペンションの取付部、連結部の緩み、がた及び損傷		○	リフト・アップなどの状態で、次の点検を実施する。 (1) サスペンションの各取付ボルトやナットに緩みがないかをスパナなどにより点検する。 (2) サスペンションの各連結部を手で揺するなどして、軸方向又は直角方向にがたがないかを点検する。 (3) サスペンション各部に損傷がないか、また、ボール・ジョイントのダスト・ブーツに亀裂や損傷がないかを目視などにより点検する。
	5. エア・サスペンションのエア漏れ	○	○	(1) エンジンを始動させ、タンク内圧力が規定値に達したときエンジンを停止させ、圧力計により空気圧の保持状態からエア漏れがないかを点検する。 (2) リフト・アップなどの状態で、ベローズ、レベリング・バルブ及びパイプの接続部などに石けん水などを塗って、エア漏れがないかを点検する。
	6. エア・サスペンションのベローズの損傷	○	○	リフト・アップなどの状態で、ベローズに損傷がないかを目視などにより点検する。
	7. エア・サスペンションの取付部、連結部の緩み及び損傷	○	○	リフト・アップなどの状態で、次の点検を実施する。 (1) ラジラス・ロッド、スタビライザ、リンケージなどの取付部と連結部に緩みがないかをスパナなどにより点検する。 (2) 取付部と連結部に損傷がないかを目視などにより点検する。
	8. エア・サスペンションのレベリング・バルブの機能		○	車両を水平な場所に置き、エア・タンク内圧力が規定の範囲にあることを確認した後、フロント、リヤのベローズの高さが規定の範囲にあることをスケールなどにより点検する。（規定の方法により点検を行うこととされている場合には、その方法により点検する。）
	9. ショック・アブソーバの油漏れ及び損傷	○	○	リフト・アップなどの状態で、目視などにより、次の点検を実施する。 (1) ショック・アブソーバに油漏れ及び損傷がないか。 (2) 取付部に損傷がないか。
V 動力伝達装置	1. クラッチ・ペダルの遊びとクラッチが切れたときの床板とのすき間	○	○	(1) クラッチ・ペダルを手で抵抗を感じるまで押し、遊びの量が規定の範囲にあるかをスケールなどにより点検する。このとき、マスタ・シリンダと一体型の倍力装置付きのクラッチにあつては、エンジンを停止しクラッチ・ペダルを数回踏み込んで、タンク圧力を大気圧にして点検する。 (2) レリーズ・フォーク先端を手で動かし、レリーズ・フォーク先端の遊びの量が規定の範囲にあるかをスケールなどにより点検する。（無調整式レリーズ・シリンダの場合は、点検不要。） (3) アイドリング状態でパーキング・ブレーキを確実に作動させ、さらに、ブレーキ・ペダルを踏んだ状態で1速にシフトしてクラッチ・ペダルを徐々に離し、クラッチがつながる直前のクラッチ・ペダルと床板とのすき間（又は、床いっぱいまでクラッチ・ペダル踏み込んだ位置からのすき間）が規定の範囲にあるかをスケールなどにより点検する。 (4) レリーズシリンダー・プッシュロッドねじ部の調整残り代の測定（調整不可能なものは除く）
	2. クラッチの作用	○	○	(1) アイドリング状態でクラッチ・ペダルを踏み込んだとき、異音がなく、異常に重くないかを点検する。また、1速又は後退（リバース）への変速操作がスムーズにできるかを点検する。

## 一般車両検査手順

点検箇所	点検項目	検査時期		点検の実施方法
		I	M	
				(2) クラッチ・ペダルを徐々に離し発進したとき、滑りがなく、接続がスムーズであるかを点検する。
	3. クラッチ液の量	○	○	リザーバ・タンクの液量が規定の範囲にあるかを目視などにより点検する。
	4. トランスミッション、トランスファのオイル漏れ	○	○	(1) M/T車は、リフト・アップなどの状態で、トランスミッション及びトランスファ本体周辺（ケースの合わせ目）やオイル・シール部からオイル漏れがないかを目視などにより点検する。 (2) A/T車は、リフト・アップなどの状態で、トランスミッション及びトランスファ本体周辺（ケース合わせ目）やオイル・シール部からのオイル漏れがないかを目視などにより点検する。また、オイル・クーラー・ホースに亀裂や損傷がないかを点検する。
	5. トランスミッション、トランスファのオイル量	○	○	(1) M/T車は、リフト・アップなどにより車体が水平の状態で、トランスミッション及びトランスファのフィラ・プラグを取外し、プラグ穴に指を入れるなどしてオイル量を点検する。（オイル漏れがなければ、オイル量は正常と判断して、この点検を省略することができる。） (2) A/T車は、水平な場所に車両を止め、パーキング・ブレーキを確実に作動させてエンジンを暖機し、アイドリング状態で、ブレーキ・ペダルを踏み込んだ状態でシフト・レバーをゆっくり各レンジにシフトした後Pレンジ（車両等によっては、Nレンジ）に戻す。そして、レベル・ゲージによりオイル量を点検する。また、レンジ操作の際、シフト・レバーに異状な重さやがたがなく、ポジション・インジケータの表示と一致しているかを点検する。
	6. プロペラ・シャフト、ドライブ・シャフトの連結部の緩み	○	○	(1) リフト・アップなどの状態で、プロペラ・シャフトのジョイント・フランジ・ヨーク取付ボルト、ナット、センタ・ベアリング・ブラケット取付ボルトに緩みがないかをスパナなどにより点検する。 (2) リフト・アップなどの状態で、ドライブ・シャフトの取付ナットに緩みがないかをスパナなどにより点検する。
	7. ドライブ・シャフトのユニバーサル・ジョイント部のダスト・ブーツの亀裂と損傷		○	リフト・アップなどの状態で、ユニバーサル・ジョイントのダスト・ブーツに亀裂や損傷がないかを目視などにより点検する。また、ブーツからのグリース漏れやブーツ・クランプの緩みがないかを目視などにより点検する。
	8. プロペラ・シャフト、ドライブ・シャフト継手部のがた		○	リフト・アップなどの状態で、プロペラ・シャフト、ドライブ・シャフトを手で動かし、次の点検を実施する。 (1) 回転方向に動かすことで、主にスプライン部の摩耗などによるがたがないかを点検する。 (2) 上下、左右に動かすことで、主に自在継手部の摩耗などによるがたがないかを点検する。
	9. プロペラ・シャフト、ドライブ・シャフトのセンタ・ベアリングのがた		○	リフト・アップなどの状態で、センタ・ベアリング付近のシャフトを手で上下、左右方向に動かし、がたがないかを点検する。
	10. デファレンシャルのオイル漏れ及びオイル量	○	○	(1) リフト・アップなどの状態で、デファレンシャル周辺からオイル漏れがないかを目視などにより点検する。 (2) リフト・アップなどの状態で、フィラ・プラグを取り外してプラグ穴に指を入れるなどしてオイル量を点検する。（オイル漏れがなければ、オイル量は正常と判断して、この点検を省略することができる。）
電 気 装 置	1. スパーク・プラグの状態	○	○	スパーク・プラグ（白金プラグ及びイリジウム・プラグを除く。）を取り外し、次の点検を実施する。 (1) 電極に汚れや損傷、摩耗がないか、また、絶縁碍子に焼損がないかを目視などにより点検する。 (2) 中心電極と設置電極とのすき間（プラグ・ギャップ）が規定の範囲にあるかをプラグ・ギャップゲージなどにより点検する。
	2. 点火時期	○	○	エンジン暖機後、規定のアイドリング回転数で、タイミング・ライトなどを用いて、点火時期が適切であるかをクランク・プーリなどの合わせマークを見て点検する。

## 一般車両検査手順

点検箇所	点検項目	検査時期		点検の実施方法
		I	M	
	3. ディストリビュータのキャップの状態		○	ディストリビュータのキャップを取り外し、目視などにより、次の点検を実施する。 (1) キャップ、ロータの汚れがないか。 (2) ハイテンション・コードの差込部に緩みや錆などがいないか。 (3) キャップ内側各端子(セグメント)に焼損や錆がないか。 (4) キャップの合わせ面がほこりなどで汚れていないか。 (5) センタ・ピースに損傷や摩耗がないか、また、スプリングにへたりなどがいないか。
	4. バッテリーのターミナル部の緩み及び腐食	○	○	ターミナル部が、緩みや腐食により接続状態が不良でないか点検する。
	5. 電気配線の接続部の緩み及び損傷	○	○	(1) エンジン・ルーム内の電気配線について、次の点検を実施する。 ア 接続部に緩みがないかを手で動かすなどして点検する。 イ 電気配線に損傷がないか、また、クランプに緩みがないかを目視などにより点検する。 ウ 電気配線が他部品と干渉するおそれがないかを点検する。 (2) 必要に応じ、シャン各部の電気配線についても点検する。
VII 原 動 機	1. 低速と加速の状態	○	○	(1) エンジンを暖機させた状態で、アイドリング時の回転がスムーズに続くかを点検する。また、回転計を用いて点検する場合は、アイドリング時の回転数が規定の範囲にあるかを点検する。 (2) エンジンを徐々に加速したとき、アクセル・ペダルに引っ掛かりがないか、また、エンスト、ノッキングなどを起こすことなくスムーズに回転するかを走行するなどして点検する。
	2. 排気の状態	○	○	(1) ガソリン車及びLPG車は、エンジンを十分に暖機させた状態で、回転計を用いてアイドリング回転数が規定の範囲にあるかを確認した後、排気ガスの色が白煙や黒煙でないかを目視により点検する。また、アイドリング時のCO(一酸化炭素)及びHC(炭化水素)の排出濃度をCO・HCテストにより点検する。 (2) ディーゼル車は、エンジンを十分に暖機させた状態で、異状な黒煙を排出していないかを目視などにより点検する。
	3. エア・クリーナ・エレメントの状態	○	○	エレメントを取り外し、汚れ、詰まり、損傷などがいないかを目視などにより点検する。
	4. エア・クリーナの油の汚れと量	○	○	エア・クリーナのケースを取り外し、オイルの汚れ具合を目視などにより点検する。また、オイルの量が規定の範囲にあるかを目視などにより点検する。
	5. シリンダ・ヘッド、マニホールド各部の締付状態		○	シリンダ・ヘッド及びマニホールド各部の締付部に緩みがないかをトルク・レンチなどにより点検する。(塑性域締め(角度締め)方式の場合には、この点検は不要。)
	6. エンジン・オイルの漏れ	○	○	リフト・アップなどの状態で、目視などにより、次の点検を実施する。 (1) シリンダ・ヘッド・カバー、オイル・パン、ドレーン・プラグなどからオイル漏れがないか。 (2) オイル・クーラ・ホースなどに劣化によるふくらみや亀裂損傷がないか。
	7. 燃料漏れ	○	○	リフト・アップなどの状態で、目視などにより、次の点検を実施する。 (1) フューエル・タンク、フューエル・ポンプ、ホース、パイプ、キャブレター、インジェクタ、ノズル・ホルダ、インジェクション・ポンプなどから燃料漏れがないか。 (2) フューエル・ホース、パイプに亀裂や損傷がないか。 (3) 各ホース、パイプのクランプの取付けに緩みがないか。 (4) クランプのゴム等の劣化によりホース及びパイプの固定に異常がないか。
	8. ファン・ベルトの緩み及び損傷	○	○	(1) 定められたプリー間のベルト中央部を手(約10kg)で押したときのたわみ量が、規定の範囲にあるかをスケールなどにより点検する。又は、ベルト・テンション・ゲージ(張力計)を用いてベルトの張力が規定値内にあるかを点検する。 (2) ベルト全周にわたっての内側や側面に、摩耗や損傷、亀裂がないかを目視などにより点検する。

## 一般車両検査手順

点検箇所	点検項目	検査時期		点検の実施方法
		I	M	
	9. 冷却水漏れ		○	(1) アイドリング状態か、またはラジエータ・キャップ・テストで加圧した状態で、ラジエータ、ウォータ・ポンプ、ラジエータ・ホース、ヒータ・ホースなどから水漏れがないかを目視などにより点検する。 (2) ラジエータ・ホースやヒータ・ホースに劣化や損傷がないか、また、ホースのクランプに緩みがないかをスパナなどにより点検する。
Ⅷ ばい煙、 悪臭のあるガス、 有害なガス等の 発散防止装置	1. メターリング・バルブの状態		○	エンジンを作動させ、アイドリング状態でメターリング・バルブのインテーク・マニホールド側のホースをつまんだり放したりしたとき、バルブの作動音（カチカチ音）が発生するかを点検する。又は、メターリング・バルブの片側から通気し、反対側から通気しないことを点検する。
	2. ブローバイ・ガス還元装置の配管の損傷		○	目視などにより、次の点検を実施する。 (1) ホース、パイプなどの配管に劣化や損傷がないか。 (2) クランプの取付状態に異常がないか。
	3. 燃料蒸発ガス排出抑止装置の配管等の損傷		○	ホース、パイプなどに損傷などがないかを目視などにより点検する。
	4. チャコール・キャニスタの詰まり及び損傷		○	(1) チャコール・キャニスタのフューエル・タンク側のホースを取り外しエアを送り、詰まりがないかを点検する。 (2) パージ・コントロール・バルブのフューエル・タンクからきているホース側を強く吹いたとき通気し、キャブレターからきているホース側を強く吹いたとき通気しないこと、また、大気開放側から強く吹いたとき通気することを点検する。 (3) チャコール・キャニスタ本体に損傷がないかを目視などにより点検する。
	5. 燃料蒸発ガス排出抑止装置のチェック・バルブの損傷		○	チェック・バルブを取り外すなどして、チェック・バルブの両側から交互にエアを送り、通気状態に差があるかを手を当てるなどして点検する。
	6. 触媒等の排出ガス減少装置の取付けの緩み及び損傷		○	リフト・アップなどの状態で、次の点検を実施する。 (1) 触媒などの排出ガス減少装置本体の取付けに緩みがないかをスパナなどにより点検する。 (2) 触媒本体に損傷がないかを目視などにより点検する。（遮熱板に変形や損傷がなければ、この点検を省略することができる。） (3) 排気温度警告装置の配線の取付けに異常がないかを目視などにより点検する。
	7. 二次空気供給装置の機能		○	二次空気供給装置用フィルタの詰まりや損傷を点検する。また、アイドリング状態で、二次空気供給装置のエア・ホースをエア・クリーナ側で外し、ホースからの空気の吸い込みを点検する。（規定の方法により点検を行うこととされている場合には、その方法により点検する。）
	8. 排気ガス再循環装置の機能		○	エンジン暖機状態で、EGRコントロール・バルブのダイヤフラム部に手を当て、エンジン回転数を変化させたときのダイヤフラムの作動状況を確認する。（規定の方法により点検を行うこととされている場合には、その方法により点検する。）
	9. 減速時排気ガス減少装置の機能		○	ダッシュ・ポットのロッドを指で押したとき抵抗感があり、指を離れたとき瞬時に戻ることを確認することにより点検する。（規定の方法により点検を行うこととされている場合には、その方法により点検する。）
	10. 一酸化炭素等発散防止装置の配管の損傷及び取付状態		○	ホース及びパイプに損傷、外れなどがないかを目視などにより点検する。
Ⅸ 付 属 装 置 等	1. 警音器（ホーン）の作用		○	ホーンの音量及び音質を聴くことなどにより点検する。
	2. 窓拭器（ワイパー）及び洗浄液噴射装置（ウィンド・ウォッシュャ）の作用		○	次の点検を実施する。 (1) ウィンド・ウォッシュャ液の量が適当か。 (2) ウィンド・ウォッシュャ液の噴射の向き及び高さが適当か。 (3) ワイパーの低速及び高速の各作動が不良でないか。 (4) ワイパーの払拭状態が不良でないか。
	3. デフロスタの作用		○	デフロスタを作動させ、吹き出し口（サイドを含む。）からの空気の吹き出しや風量の切り替えに異常がないかを手を当てて点検する。
	4. 施錠装置（ステアリング・ロック）の作用		○	エンジン・キーを抜いたときステアリング・ロックが確実に作用するかを点検する。
	5. エキゾースト・パイプ、マフラー等の取付けの緩み及び損傷		○	リフト・アップなどの状態で、次の点検を実施する。 (1) エキゾースト・パイプ及びマフラーの取付部、接続部に緩みがないかを手で揺するなどして点検する。



## 一般車両検査手順

点検箇所	点検項目	検査時期		点検の実施方法
		I	M	
				(2) エキゾースト・パイプ、マフラ及び遮熱板の取付ボルト、ナットに緩みがないかをスパナなどにより点検する。 (3) ラバー・ハンガーの劣化や損傷、取付状態を点検する。 (4) エキゾースト・パイプ、マフラ及び遮熱板に損傷や腐食がないかを点検する。 (5) エキゾースト・パイプ及びマフラが他の部分との接触のおそれがないかを点検する。 (6) エンジンを始動し、接続部などより排気ガスが漏れていないかを点検する。
	6. マフラの機能		○	エンジンを始動し、回転数を変化させ、排気音に異常がないかを聴くことなどにより点検する。
	7. エア・タンクの凝水	○	○	エア・タンクのドレン・コックを開き、タンクに水がたまっていないかを点検する。
	8. エア・コンプレッサの機能		○	エア・タンクのエアを排出した後、エンジンを始動させ、アイドルリング状態で、タンク内圧が規定値になるまでの所要時間を調べることで点検する。
	9. プレッシュャ・レギュレータ、アンローダ・バルブの機能		○	エンジン運転状態で、ブレーキ・ペダルを数回踏み、タンク内圧力が下限規定値に低下したときに、自動的にエア・コンプレッサが働き、上限規定値で自動的に停止するかを点検する。
	10. 非常口の扉の機能	○	○	非常口の扉がスムーズに開き、確実に閉まるかを点検する。また、開いたときに警報装置が作動するかを点検する。
	11. 車枠（フレーム）、車体（ボディ）の緩み及び損傷	○	○	(1) 乗用車等は次の点検を実施する。 ア リフト・アップなどの状態で、フレーム、クロス・メンバなどのリベット、ボルトに緩みがないかをスパナなどにより点検する。また、フレーム、クロス・メンバなどに損傷がないかを目視などにより点検する。 イ ドア、エンジン・フード、トランク・リッドなどの各ヒンジに緩みがないかを手で動かすなどして点検する。 (2) 貨物車等は次の点検を実施する。 ア リフト・アップなどの状態で、フレーム、サイド・メンバ、クロス・メンバなどのリベット、ボルトに緩みがないかをスパナなどにより点検する。また、フレーム各部に損傷がないかを目視などにより点検する。 イ チルト式キャブにあっては、キャブ・チルト・ロック装置、ヒンジなどの各部に緩みや損傷がないかを目視などにより点検する。また、機能に異常がないかを点検する。 ウ 物品積載装置、巻込防止装置、突入防止装置などの取付ボルトに緩みがないかをスパナなどにより点検する。また、物品積載装置、巻込防止装置、突入防止装置などに損傷がないかを目視などにより点検する。 エ ドア、エンジン・フード、バック・ドアなどのヒンジに緩みがないかを手で動かすなどして点検する。また、損傷がないかを目視などにより点検する。
	12. 連結装置のカブラの機能及び損傷		○	(1) 平坦な場所で、トレーラなどとの連結及び切離しがスムーズに行えるかを点検する。 (2) カブラの取付部に緩みがないかをスパナなどにより点検する。 (3) カブラ・ジョー、ジョー・ピン、シャフト及び軸受部に摩耗や損傷、がたがないかを目視などにより点検する。また、ラバー式カブラの場合には、ラバーに損傷や摩耗がないかを目視などにより点検する。 (4) カブラ・サドル（ベース）の上面に損傷や摩耗がないかを目視などにより点検する。
	13. 連結装置のピントル・フックの摩耗、亀裂及び損傷		○	ピントル・フックとルネット・アイに損傷がないかを目視などにより点検する。また、取付部に緩みがないかをスパナなどにより点検する。
	14. 座席シート（シート・ベルト）の状態		○	シート・ベルトに損傷がないかを目視などにより点検する。また、バックルを操作してかみ具合に異常がないかを点検する。
	15. 開扉発車防止装置の機能		○	乗降口の扉を開いたとき、運転席の警報装置が作動するか、また、扉を閉じた後でなければ発車しないかを点検する。
	16. シャシ各部の給油脂状態	○	○	(1) シャシ各部の給油脂の状態が十分であるかを目視などにより点検する。

## 一般車両検査手順

点検箇所	点検項目	検査時期		点検の実施方法
		I	M	
				(2) 給油脂部のダスト・ブーツの破損、グリース・ニップルの脱落や緩みを点検する。 (3) 自動給脂式の場合は、自動給脂装置のスイッチを操作し、パイロット・ランプの点灯により、給脂が十分であるかを目視などにより点検する。

## 施設、荷役、その他の車両検査手順

施設、荷役、その他の車両の定期検査の手順は一般検査手順のほかに次に述べる追加手順表を基準として実施する。

点検箇所	点検項目	検査時期		点検の実施方法
		I	M	
	1. ケーブル	○	○	ケーブルの外部状態を点検し、ドラム等に整然と巻取られていることを確認する。ケーブルの破損、錆、過度の摩耗、よれ、こぶ及びより線の断線の有無を点検する。
	2. シリンダ	○	○	次の点検を実施する。 (1) シール、ガスケット、ブーツ、パッキン及び配管の機能良好、取付けの確実及び漏えいを点検する。 (2) ピストン・ロッド、パッキン押えを絞める。(ロッドの表面には薄い膜が必要であるからあまり締め付け過ぎてはいけない。)
	3. 油圧ポンプ	○	○	往復運動式、遠心式、ダイヤフラム式ポンプ、ピストン、インペラ、ダイヤフラム及びシャフトの漏れ、アライメント及び過度の摩耗を検査する。
	4. 一般漏えい	○	○	次の点検を実施する。 (1) 原動機以外の水、空気、油系統の漏えいを綿密に点検する。 (2) ローラ・ベアリング、シャフト及びローラーの摩耗を点検する。ローラーは円滑に回転することを確認する。 (3) ローラーの通路は清浄にして平滑でなければならない。
	5. パワー・テイク・オフ	○	○	次の点検を実施する。 (1) 機能良好、正規の調整取付けの確実及び漏れを次の個所について点検する。 (2) プロペラ・シャフト、ユニバーサル・ジョイント、ピロー・ブロック、ドライブ・チェーン、スラック、アジャスタ、コントロール・レバー



## 車 両 等 員 数 表

車 両 名		受入年月日		
物 品 番 号		差 出 部 隊		
証 書 番 号		車 両 番 号		
調達要求番号	契約番号	会 社 名		
物 品 名		定 数	現 数	状 態
1	タイヤ	1		チューブレスタイヤ製造年 ( 年 週)
2	消化器	1		
3	発煙筒 (非常用信号灯)	1		
4	車検証	1		
————— 以 下 余 白 —————				
搬入時走行キロ (時間)				
受託会社係員 氏 名 印		監 督 官 印		



## 修理不能品（見込）報告書

航空自衛隊  
 第 1 輸送航空隊  
 契約担当官 殿

住 所

会社名

代表者名

調 達 要 求 番 号		数 量	
契 約 番 号		金 額	
契 約 年 月 日		納 期	
品 名			

上記契約について、修理限度額超過が見込まれますので、指示されたく報告  
 します。

監督官確認

年 月 日

階 級

氏 名

注：別紙様式第 4 - 2 の計算内訳書を添付するものとする。

## 計 算 内 訳 書

計 算 内 訳 書		
1	品名	
2	物品番号	
3	数量	
4	取得番号	
5	一連番号	
6	直接材料費 加工費 直接経費	
	(製造原価) 一般管理費	
	(総原価) 支払利子 利益 梱包・輸送費	
	(修理費)	
7	官給部品費	
8	総修理費	
9	摘要	



車両作業用紙 (一般車両)				整備作業チェック記号																					
車種	検査の種類	I: ■、M: ■+□ 管理換え: ※印		<input checked="" type="checkbox"/> 良好 <input type="checkbox"/> 調整 <input type="checkbox"/> XX 取換 <input type="checkbox"/> XXX 修理	T 締付 C 清掃 L 給油																				
自動車番号	所属部隊			分解したら記号を○で囲む																					
開始日付	完了日付																								
点検項目		記	備考	点検項目																					
		記	備考																						
<b>I. かじ取り装置</b>				<b>2. ホイール・ナットとホイール・ボルトの緩み</b>																					
1. ハンドルの操作具合				3. ホイール・ナットとホイール・ボルトの損傷																					
2. ステアリング・ギヤ・ボックスのオイル漏れ				4. リム、サイド・リング、ホイール・ディスクの損傷																					
3. ステアリング・ギヤ・ボックスの取付けの緩み				5. フロント・ホイール・ベアリングのがた																					
4. ステアリング・ロッド・アーム類の緩み、がた、損傷				6. リア・ホイール・ベアリングのがた																					
5. ボール・ジョイント・ダスト・ブーツの亀裂・損傷				<b>IV. 緩衝装置</b>																					
6. ステアリング・ナックル連結部のがた				1. リーフ・スプリングの損傷																					
7. ホイール・アライメント				2. リーフ・サスペンションの取付部、連結部の緩み、がた、損傷																					
8. パワー・ステアリング・ベルトの緩みと損傷				(1) リーフ・スプリングのUボルト、スプリング・バンド																					
9. パワー・ステアリング装置のオイル漏れ、オイル量				(2) スプリング・ブラケットの取付部																					
10. パワー・ステアリング装置の取付けの緩み				(3) リーフスプリング・ピンなどの連結部																					
				(4) トルク・ロッド (ラジヤス・ロッド) の連結部																					
<b>II. 制動装置</b>				3. コイル・スプリングの損傷																					
1. ブレーキ・ペダルの遊び、踏込んだときの床板との隙間				4. コイル・サスペンションの取付部、連結部の緩み、がた、損傷																					
2. ブレーキの効き具合				(1) サスペンションの各取付ボルト・ナット																					
3. パーキング・ブレーキ・レバーの引きしろ				(2) サスペンションの各連結部のがた																					
4. パーキング・ブレーキの効き具合				(3) サスペンション各部の損傷、ボールジョイントの																					
5. ブレーキ・ホース及びパイプの漏れ、損傷、取付状態				ダスト・ブーツの亀裂、損傷																					
6. リザーバ・タンクの液量				5. エア・サスペンションのエア漏れ																					
7. ブレーキ・マスタ・シリンダの機能、摩耗、損傷				6. エア・サスペンションのベローズの損傷																					
8. ブレーキ・ホイール・シリンダ機能、摩耗、損傷				7. エア・サスペンションの取付部、連結部の緩みと損傷																					
9. ブレーキ・ディスク・キャリパの機能、摩耗、損傷				8. エア・サスペンションのレベリング・バルブの機能																					
10. ブレーキ・チャンパ・ロッドのストローク				9. ショック・アブソーバーの油漏れ及び損傷																					
<table border="1" style="width:100%; text-align: center;"> <tr> <td>前輪</td> <td>左</td> <td>前 mm</td> <td>右</td> <td>前 mm</td> <td>後輪</td> <td>左</td> <td>前 mm</td> <td>右</td> <td>前 mm</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>後 mm</td> <td></td> <td>後 mm</td> <td></td> <td></td> <td>後 mm</td> <td></td> <td>後 mm</td> </tr> </table>				前輪	左	前 mm	右	前 mm	後輪	左	前 mm	右	前 mm			後 mm		後 mm			後 mm		後 mm	<b>V. 動力伝達装置</b>	
前輪	左	前 mm	右	前 mm	後輪	左	前 mm	右	前 mm																
		後 mm		後 mm			後 mm		後 mm																
11. ブレーキ・チャンパの機能				1. クラッチ・ペダルの遊びとクラッチが切れたときの床板との隙間																					
12. ブレーキ・バルブ、クイック・リリース・バルブ、リレー・バルブの機能				(1) クラッチ・ペダルの遊び																					
13. ブレーキ・倍力装置のエア・クリーナの詰まり				(2) リーズ・フォーク先端の遊び																					
14. ブレーキ倍力装置の機能				(3) クラッチ・ペダルの床板との隙間																					
15. ブレーキ・カムの摩耗				(4) プッシュロッド寸法等																					
16. ブレーキ・ドラムとライニングとの隙間				2. クラッチの作用																					
17. ブレーキ・シューの摺動部分及びライニングの摩耗				3. クラッチ液の量																					
18. ブレーキ・ドラムの摩耗と損傷				4. トランスミッション、トランスファのオイル漏れ																					
19. バック・プレートの状態				5. トランスミッション、トランスファのオイル量																					
20. ブレーキ・ディスクとパッドとの隙間				6. プロペラ・シャフト、ドライブ・シャフトの連結部の緩み																					
21. ブレーキ・パッドの摩耗 *ライニング又はパッドの残厚				7. ドライブ・シャフトのユニバーサル・ジョイント部の																					
				ダスト・ブーツの亀裂と損傷																					
<table border="1" style="width:100%; text-align: center;"> <tr> <td>前輪</td> <td>左</td> <td>前 mm</td> <td>右</td> <td>前 mm</td> <td>後輪</td> <td>左</td> <td>前 mm</td> <td>右</td> <td>前 mm</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>後 mm</td> <td></td> <td>後 mm</td> <td></td> <td></td> <td>後 mm</td> <td></td> <td>後 mm</td> </tr> </table>				前輪	左	前 mm	右	前 mm	後輪	左	前 mm	右	前 mm			後 mm		後 mm			後 mm		後 mm	8. プロペラ・シャフト、ドライブ・シャフト継手部のがた	
前輪	左	前 mm	右	前 mm	後輪	左	前 mm	右	前 mm																
		後 mm		後 mm			後 mm		後 mm																
				(1) スプライン部の摩耗によるがた																					
				(2) 自在継手部の摩耗によるがた																					
				9. プロペラ・シャフト、ドライブ・シャフトのセンターベアリングの																					
				10. デファレンシャルのオイル漏れ、オイル量																					
<b>VI. 電気装置</b>																									
22. ブレーキ・ディスクの摩耗と損傷				1. スパーク・プラグの状態																					
23. センタ・ブレーキ・ドラムの取付の緩み				2. 点火時期																					
24. センタ・ブレーキ・ドラムとライニングとの隙間				3. ディストリビュータのキャップの状態																					
25. センタ・ブレーキのライニングの摩耗				4. バッテリのターミナル部の緩みと腐食																					
26. センタ・ブレーキ・ドラムの摩耗と損傷				5. 電気配線の接続部の緩みと損傷																					
27. 油圧式二重安全ブレーキ機構の機能				<b>VII. 原動機</b>																					
<b>III. 走行装置</b>				1. 低速と加速の状態																					
1. タイヤの状態				2. 排気の状態																					
(1) タイヤの空気圧 (スベア・タイヤ含む)				<table border="1" style="width:100%; text-align: center;"> <tr> <td>CO</td> <td>HC</td> <td>黒煙</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table>		CO	HC	黒煙																	
CO	HC	黒煙																							
(2) タイヤの亀裂、損傷																									
(3) タイヤの溝の深さ、異常摩耗																									
*タイヤの溝の深さ				3. エア・クリーナ・エレメントの状態																					
<table border="1" style="width:100%; text-align: center;"> <tr> <td>前輪</td> <td>左</td> <td>前 mm</td> <td>右</td> <td>前 mm</td> <td>後輪</td> <td>左</td> <td>前 mm</td> <td>右</td> <td>前 mm</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>後 mm</td> <td></td> <td>後 mm</td> <td></td> <td></td> <td>後 mm</td> <td></td> <td>後 mm</td> </tr> </table>				前輪	左	前 mm	右	前 mm	後輪	左	前 mm	右	前 mm			後 mm		後 mm			後 mm		後 mm	4. エア・クリーナの油の汚れと量	
前輪	左	前 mm	右	前 mm	後輪	左	前 mm	右	前 mm																
		後 mm		後 mm			後 mm		後 mm																
				5. シリンダ・ヘッド、マニホールド各部の締付状態																					
				6. エンジン・オイルの漏れ																					

7. 燃料漏れ			2. ワイパー及びびインド・ウォッシャの作用		
8. ファン・ベルトの緩みと損傷			3. デフロスタの作用		
9. 冷却水漏れ			4. 施設装置の作用		
Ⅷ. ばい煙、悪臭のあるガス、有害なガス等の発散防止装置			5. エキゾースト・パイプ、マフラ等の取付けの緩みと損傷		
1. メターリング・バルブの状態			6. マフラの機能		
2. ブローバイ・ガス還元装置の配管の損傷			7. 火花防止装置の状態		
3. 燃料蒸発ガス排出抑止装置の配管等の損傷			8. エア・タンクの凝水		
4. チャコール・キャニスタの詰まりと損傷			9. エア・コンプレッサの機能		
5. 燃料蒸発ガス排出抑止装置のチェック・バルブの損傷			10. プレッシュャ・レギュレータ、アンローダ・バルブの機能		
6. 触媒等の排出ガス減少装置の取付けの緩みと損傷			11. 非常口の扉の機能		
7. 二次空気供給装置の機能			12. 車枠、車体の緩みと損傷		
8. 排気ガス再循環装置の機能			13. 連結装置のカブラの機能と損傷		
9. 減速時排気ガス減少装置の機能			14. 連結装置のピントル・フック摩耗、亀裂、損傷		
10. 一酸化炭素等発散防止装置の配管の損傷と取付状態			15. シート・ベルトの状態		
Ⅸ. 附属装置等			16. 開扉発車防止装置の機能		
1. ホーン的作用			17. シヤシ各部の給油脂状態		
署名については、※印の項目のみであれば整備員印欄及び整備隊等の長印欄にそれぞれ整備実施者、その所属隊等の長の署名又は押印で可、検査員印欄及び整備幹部印欄は省略可。					
付記又は特記事項					
整備員印		検査員印		整備幹部印	整備隊等の長印

車両作業用紙 (施設、荷役その他の車両等)				整備作業チェック記号																													
車種	検査の種類	I : ■、M : ■+□ 管理換え : ※印		✓ 良好	T 締付																												
自動車番号	所属部隊			× 調整	C 清掃																												
開始日付	完了日付			×× 取換	L 給油																												
				××× 修理		分解したら記号を○で囲む																											
点検項目		記	備考	点検項目		記	備考																										
<b>I. かじ取り装置</b>				2. ホイール・ナットとホイール・ボルトの緩み																													
1. ハンドルの操作具合				3. ホイール・ナットとホイール・ボルトの損傷																													
2. ステアリング・ギヤ・ボックスのオイル漏れ ※				4. リム、サイド・リング、ホイール・ディスクの損傷																													
3. ステアリング・ギヤ・ボックスの取付けの緩み				5. フロント・ホイール・ベアリングのがた																													
4. ステアリング・ロッド・アーム類の緩み、がた、損傷				6. リア・ホイール・ベアリングのがた																													
5. ボール・ジョイント・ダスト・ブーツの亀裂・損傷				<b>IV. 緩衝装置</b>																													
6. ステアリング・ナックル連結部のがた				1. リーフ・スプリングの損傷 ※																													
7. ホイール・アライメント				2. リーフ・サスペンションの取付部、連結部の緩み、がた、損傷																													
8. パワー・ステアリング・ベルトの緩みと損傷				(1) リーフ・スプリングのUボルト、スプリング・バンド																													
9. パワー・ステアリング装置のオイル漏れ、オイル量 ※				(2) スプリング・ブラケットの取付部																													
10. パワー・ステアリング装置の取付けの緩み				(3) リーフスプリング・ピンなどの連結部																													
				(4) トルク・ロッド (ラジマス・ロッド) の連結部																													
<b>II. 制動装置</b>				3. コイル・スプリングの損傷																													
1. ブレーキ・ペダルの遊び、踏込んだときの床板との隙間 ※				4. コイル・サスペンションの取付部、連結部の緩み、がた、損傷																													
2. ブレーキの効き具合 ※				(1) サスペンションの各取付ボルト・ナット																													
3. パーキング・ブレーキ・レバーの引きしろ ※				(2) サスペンションの各連結部のがた																													
4. パーキング・ブレーキの効き具合 ※				(3) サスペンション各部の損傷、ボールジョイントのダスト・ブーツの亀裂、損傷																													
5. ブレーキ・ホース及びパイプの漏れ、損傷、取付状態				5. エア・サスペンションのエア漏れ																													
6. リザーバ・タンクの液量 ※				6. エア・サスペンションのベローズの損傷																													
7. ブレーキ・マスタ・シリンダの機能、摩耗、損傷				7. エア・サスペンションの取付部、連結部の緩みと損傷																													
8. ブレーキ・ホイール・シリンダ機能、摩耗、損傷				8. エア・サスペンションのレベリング・バルブの機能																													
9. ブレーキ・ディスク・キャリパの機能、摩耗、損傷				9. ショック・アブソーバーの油漏れ及び損傷 ※																													
10. ブレーキ・チャンパ・ロッドのストローク				<b>V. 動力伝達装置</b>																													
<table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td>前輪</td> <td>左</td> <td>前</td> <td>後</td> <td>右</td> <td>前</td> <td>後</td> <td>左</td> <td>前</td> <td>後</td> <td>右</td> <td>前</td> <td>後</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>mm</td> <td>mm</td> <td></td> <td>mm</td> <td>mm</td> <td></td> <td>mm</td> <td>mm</td> <td></td> <td>mm</td> <td>mm</td> </tr> </table>				前輪	左	前	後	右	前	後	左	前	後	右	前	後			mm	mm		mm	mm		mm	mm		mm	mm	1. クラッチ・ペダルの遊びとクラッチの切れたときの床板との隙間			
前輪	左	前	後	右	前	後	左	前	後	右	前	後																					
		mm	mm		mm	mm		mm	mm		mm	mm																					
11. ブレーキ・チャンパの機能				(1) クラッチ・ペダルの遊び																													
12. ブレーキ・バルブ、クイック・リリース・バルブ、リレー・バルブの機能				(2) リリース・フォーク先端の遊び																													
13. ブレーキ・倍力装置のエア・クリーナの詰まり				(3) クラッチ・ペダルの床板との隙間																													
14. ブレーキ倍力装置の機能				(4) プッシュロッド寸法等																													
15. ブレーキ・カムの摩耗				2. クラッチの作用																													
16. ブレーキ・ドラムとライニングとの隙間				3. クラッチ液の量																													
17. ブレーキ・シューの摺動部分及びライニングの摩耗				4. トランスミッション、トランスファのオイル漏れ																													
18. ブレーキ・ドラムの摩耗と損傷				5. トランスミッション、トランスファのオイル量																													
19. バック・プレートの状態				6. プロペラ・シャフト、ドライブ・シャフトの連結部の緩み																													
20. ブレーキ・ディスクとパッドとの隙間				7. ドライブ・シャフトのユニバーサル・ジョイント部のダスト・ブーツの亀裂と損傷																													
21. ブレーキ・パッドの摩耗 *ライニング又はパッドの残厚				8. プロペラ・シャフト、ドライブ・シャフト継手部のがた																													
<table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td>前輪</td> <td>左</td> <td>前</td> <td>後</td> <td>右</td> <td>前</td> <td>後</td> <td>左</td> <td>前</td> <td>後</td> <td>右</td> <td>前</td> <td>後</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>mm</td> <td>mm</td> <td></td> <td>mm</td> <td>mm</td> <td></td> <td>mm</td> <td>mm</td> <td></td> <td>mm</td> <td>mm</td> </tr> </table>				前輪	左	前	後	右	前	後	左	前	後	右	前	後			mm	mm		mm	mm		mm	mm		mm	mm	(1) スプライン部の摩耗によるがた			
前輪	左	前	後	右	前	後	左	前	後	右	前	後																					
		mm	mm		mm	mm		mm	mm		mm	mm																					
				(2) 自在継手部の摩耗によるがた																													
22. ブレーキ・ディスクの摩耗と損傷				9. プロペラ・シャフト、ドライブ・シャフトのセンターベアリングのがた																													
23. センタ・ブレーキ・ドラムの取付の緩み				10. デファレンシャルのオイル漏れ、オイル量																													
24. センタ・ブレーキ・ドラムとライニングとの隙間				<b>VI. 電気装置</b>																													
25. センタ・ブレーキのライニングの摩耗				1. スパーク・プラグの状態																													
26. センタ・ブレーキ・ドラムの摩耗と損傷				2. 点火時期																													
27. 油圧式二重安全ブレーキ機構の機能				3. ディストリビュータのキャップの状態																													
				4. バッテリーのターミナル部の緩みと腐食 ※																													
				5. 電気配線の接続部の緩みと損傷 ※																													
<b>III. 走行装置</b>				<b>VII. 原動機</b>																													
1. タイヤの状態 ※				1. 低速と加速の状態																													
(1) タイヤの空気圧 (スベア・タイヤ含む)				2. 排気の状態																													
(2) タイヤの亀裂、損傷				<table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td>CO</td> <td>HC</td> <td>黒煙</td> </tr> </table>				CO	HC	黒煙																							
CO	HC	黒煙																															
(3) タイヤの溝の深さ、異常摩耗																																	
*タイヤの溝の深さ				3. エア・クリーナ・エレメントの状態																													
<table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td>前輪</td> <td>左</td> <td>前</td> <td>後</td> <td>右</td> <td>前</td> <td>後</td> <td>左</td> <td>前</td> <td>後</td> <td>右</td> <td>前</td> <td>後</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>mm</td> <td>mm</td> <td></td> <td>mm</td> <td>mm</td> <td></td> <td>mm</td> <td>mm</td> <td></td> <td>mm</td> <td>mm</td> </tr> </table>				前輪	左	前	後	右	前	後	左	前	後	右	前	後			mm	mm		mm	mm		mm	mm		mm	mm	4. エア・クリーナの油の汚れと量			
前輪	左	前	後	右	前	後	左	前	後	右	前	後																					
		mm	mm		mm	mm		mm	mm		mm	mm																					
				5. シリンダ・ヘッド、マニホールド各部の締付状態																													
				6. エンジン・オイルの漏れ																													

7. 燃料漏れ	※			X. 施設、荷役、その他の車両等			
8. ファン・ベルトの緩みと損傷	※			1. キャリッジ	※		
9. 冷却水漏れ	※			2. 操作レバー - リフト、チルト	※		
VIII. ばい煙、悪臭のあるガス、有害なガス等の発散防止装置				3. チェン - リフト、ドライブ	※		
1. メターリング・バルブの状態				4. ケーブル - ウインチ、ホイスト	※		
2. ブローバイ・ガス還元装置の配管の損傷				5. シリンダ - リフト、チルト	※		
3. 燃料蒸発ガス排出抑止装置の配管等の損傷				6. 油圧ポンプ	※		
4. チャコール・キャニスタの詰まりと損傷				7. 一般漏えい - 油、水、空気	※		
5. 燃料蒸発ガス排出抑止装置のチェック・バルブの損傷				8. 旋回機構			
6. 触媒等の排出ガス減少装置の取付けの緩みと損傷				9. マスト本体、ブーム			
7. 二次空気供給装置の機能				10. 安全クラッチ、減速機構	※		
8. 排気ガス再循環装置の機能				11. ドラム	※		
9. 減速時排気ガス減少装置の機能				12. 昇降機構	※		
10. 一酸化炭素等発散防止装置の配管の損傷と取付状態				13. コミュテータ、ブラシ	※		
IX. 附風装置等				14. コントローラ	※		
1. ホーンの作用	※			15. パワー・テーク・オフ	※		
2. ワイパー及びウィンド・ウォッシャの作用	※			16. 牽導器	※		
3. デフロスタの作用				17. クレーン・アタッチメント	※		
4. 施設装置の作用				18. キャタピラ	※		
5. エキゾースト・パイプ、マフラ等の取付けの緩みと損傷				19. 排土板、スクレーパ	※		
6. マフラの機能				20. フィフス・ホイール	※		
7. 火花防止装置の状態				21. 補助脚	※		
8. エア・タンクの凝水				22. キング・ピン - 摩耗、破損、カップラ結合箇所	※		
9. エア・コンプレッサの機能				XI. かく座機収容器材、100tオールテレーンクレーン			
10. プレッシュャ・レギュレータ、アンローダ・バルブの機能				1. 操向装置	※		
11. 非常口の扉の機能				2. 操向アライメント			
12. 車枠、車体の緩みと損傷	※			3. クレーン・エンジン	※		
13. 連結装置のカブラの機能と損傷				4. クレーン電気系統	※		
14. 連結装置のピントル・フック摩耗、亀裂、損傷				5. 補助脚	※		
15. シート・ベルトの状態				6. 通話装置	※		
16. 開扉発車防止装置の機能							
17. シャシ各部の給油脂状態	※						
署名については、※印の項目のみであれば整備員印欄及び整備隊等の長印欄にそれぞれ整備実施者、その所属隊等の長の署名又は押印で可、検及び整備幹部印欄は省略可。							
付記又は特記事項							
整備員印		検査員印		整備幹部印		整備隊等の長印	

別表 1

番号	製造会社	車種	車番	検査満了日	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
1	トヨタ	業3	三重501 て8216	R8. 3. 22												GJ 1. 8
2	トヨタ	業4	三重200 さ1623	R7. 2. 2			GS 2. 8			GS 2. 8				GJ 6. 5		GS 2. 8
3	日野	塵芥車	三重800 す6482	R7. 2. 18					GR 3. 3						GJ 8. 7	
4	トヨタ	業1	45-1119	R7. 10. 31						GM 5. 4						GI 2. 3
5	日産	小型業務車	45-3992	R6. 12. 31		GI 2. 4						GM保 7. 4				
6	日産	小型業務車	45-3993	R6. 12. 31		GI 2. 4						GM保 7. 4				
7	日産	小型業務車	45-3994	R7. 1. 31			GI 2. 4						GM保 7. 4			
8	日産	小型業務車	45-4449	R7. 12. 31		GI 2. 4						GM 5. 9				
9	トヨタ	救急車	48-1728	R7. 12. 31		GI 2. 8						GM 6. 5				
10	日産	給食運搬車	46-2351	R7. 12. 31		GI 2. 8						GM 6. 5				
11	いすゞ	トラック2t	46-4148	R8. 1. 31			GI 3. 3						GM 8. 7			
12	いすゞ	2 1/2 tカゴ	46-6423	R8. 1. 31			GI 4. 8						GM 16			
13	いすゞ	3 1/2 tトラック	46-8576	R7. 12. 31						GM保 18. 8						GI 5. 3
14	いすゞ	3 1/2 tトラック	46-8620	R7. 12. 31		GM保 18. 8						GI 5. 3				
15	UD	中型ダンプ	47-2358	R8. 1. 31			GI 7. 1						GM 18. 7			
16	ふそう	サイトバス	48-0201	R8. 1. 31			GI 3. 6						GM 9. 1			
17	ふそう	サイトバス	48-0202	R7. 10. 31						GM 9. 1						GI 3. 6
					0	31. 6	24	0	3. 3	36. 1	0	39	59. 9	6. 5	8. 7	15. 8
					55. 6			39. 4			98. 9			31		
追加整備					発注依頼書による											

国産車両純正部品割引率一覧表

製造会社区分	部品区分	割引率
日産車両	日産部品	15%
UDトラック車両	UDトラック部品	10%
トヨタ車両	トヨタ部品	16%
三菱ふそう車両(大型)	三菱ふそう部品(大型)	10%
いすゞ車両	いすゞ部品	10%
日野車両	日野部品	5%

優良自動車部品割引率一覧表

品名	指定銘柄	割引率
ファンベルト	三ツ星ゴム バンドー化学	15%
スパークプラグ	日本特殊陶業 デンソー	15%
ランプバルブ	小糸製作所 フィリップス 日星工業 市光工業 エスワイエス スタンレー電気 東芝ライテック	15%
ミラー	カシムラ 市光工業 大東プレス	15%
ワイパーブレード	日本ワイパーブレード マルエヌ	15%
レンズ	旭硝子 日本板硝子 石塚特殊硝子 藤原工業 セントラル硝子	15%
フィルターエレメント	東洋エレメント工業 アルプス工業 日東工業 エイケン工業 日本 マイクロフィルター工業 パンフィック工業 ユニオン工業	15%

製造会社区分	割引率(%)		
	ノズル	ノズルアンドホルダー ASSY及びその構成品 (ノズルは除く)	トランスミッション トランスファー及び アクスル各ASSY
日産車両	15%	15%	15%
UDトラック車両	35%	20%	15%
トヨタ車両	16%	16%	16%
三菱ふそう車両(大型)	10%	10%	10%
いすゞ車両	10%	10%	10%
日野車両	5%	5%	5%
備考	<p>1. ノズルとは通称ノズル・チップをいう。  2. ノズルアンドホルダーASSYとは、ノズル等全構成部品をもつて完成されたASSYをいう。</p>		